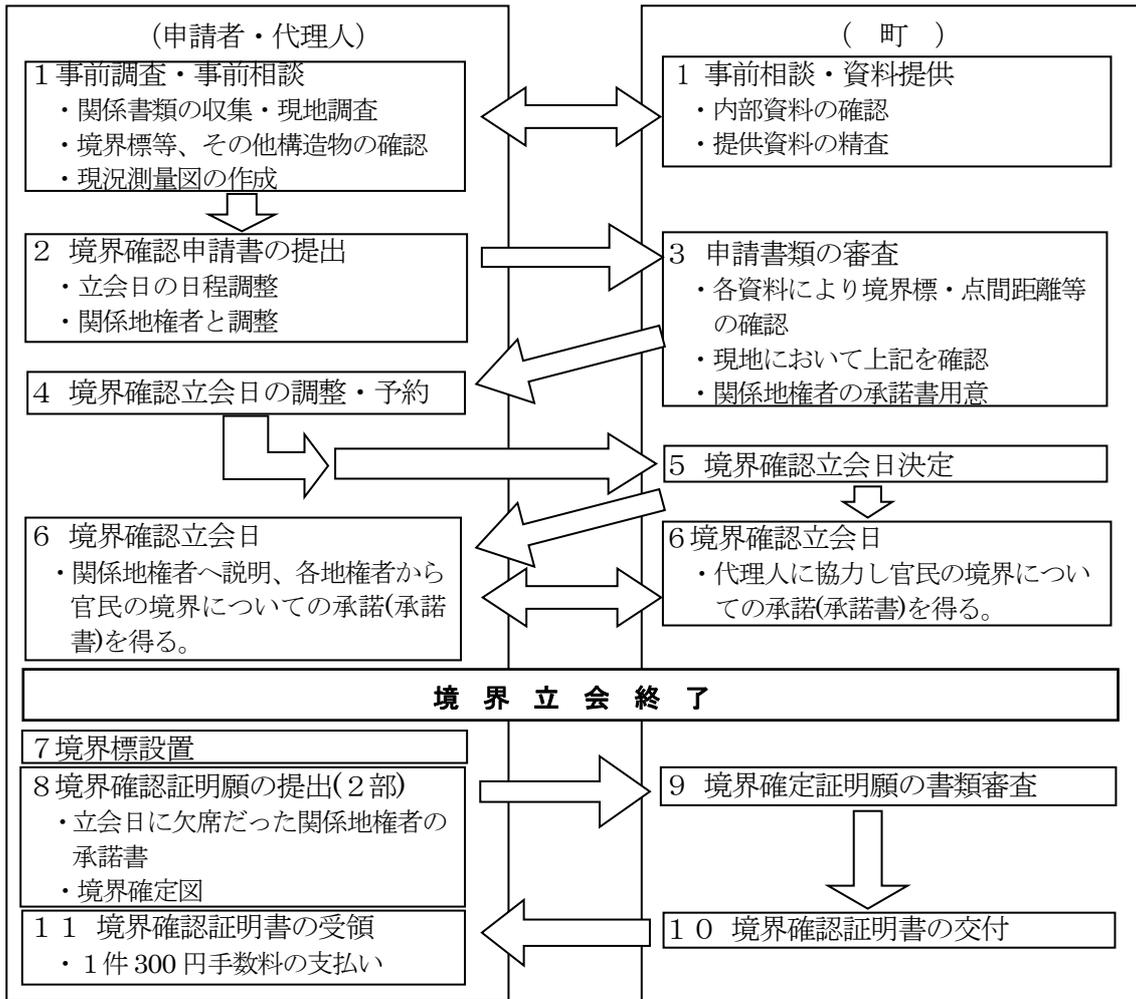


境界確認の流れ

申請者と町の手続きの流れは次のとおりです。



境界確定図作成の留意点

項目	内容
図面	・申請地と官地の境界線は朱線で表示すること
	・申請地と隣接する土地の境界線及び境界点を表示すること
	・字名、地番、縮尺、方位を表記し、また測点(境界点、計算点、トラバース点等)を図示し、その凡例(㊟・㊟・㊟等)を表記すること
	・座標一覧表にて測点名、座標、測点の種類(例:新設プレート・既設境界杭等)を表記すること
	・幅員(垂線)及び点間距離は、小数点第2位まで(小数点3位以下切捨て)表記すること
	・幅員(垂線)及び点間を図示する線の種類は変えること
	・関係地番(隣接・対向)との境界線を図示すること
	・基準点(2点以上)の位置を図示し、その座標も標記すること
	・官地の境界標間距離を表記すること(小数点指定なし)
	・たすきがけを図示し、点間距離を表記すること
	・道路・水路等が公図上分かれている場合、各々の幅員を表記すること
	・立会年月日、作成年月日、作成者の資格及び氏名を明記し、作成者の職印又は代表者印を押印すること
境界標	・申請地側の新設境界標は、町コンクリート杭又は町金属プレート等を入れる
	・対向地側は、必要な場合は計算点を図示すること